

宇和島市インターンシップ（キャリア教育）実施要領

1 趣旨

この要領は、宇和島市（以下「市」という。）が行うインターンシップ（キャリア教育）に関する基本的事項について定める。

2 インターンシップの目的

市が行うインターンシップ（キャリア教育）は、学生に対して市における就業体験の機会を設け、職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を目的とする。

3 対象者

インターンシップ（キャリア教育）の対象は次のとおりとする。

- （１）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（大学院を含む、短期大学、高等学校等（以下「大学等」という。））に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）で、市長が認めるもの。
- （２）大学等以外の教育施設の学生等で、市長が特に適当と認める場合。

4 学生等の受入れ手続き

学生等からのインターンシップ（キャリア教育）の申し込みがあったときは、インターンシップ（キャリア教育）を希望する学生等を選考し、受入れの可否を学生等に通知するものとする。

5 受入期間

受入期間は募集区分毎に別に定める。

6 報酬等

市は、インターンシップ（キャリア教育）の受入れが決定した学生等に対して、報酬、賃金、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。ただし、長期インターンシップコースの受入れが決定した学生等に対しては別に定める報酬等を支払う。

7 受入学生の身分

受入学生は大学等の学生としての身分を有し、市職員としての身分を有さない。ただし、長期インターンシップコースの受入学生は市職員としての身分を有す。

8 インターンシップ（キャリア教育）中における事故責任等

- （１）受入学生は、インターンシップ（キャリア教育）中の事故等に備えて、自己の責任により傷害保険に加入しなければならない。
- （２）インターンシップ（キャリア教育）中における事故に関しては、受入学生は自らの責任において対応しなければならない。
- （３）受入学生が故意又は過失により市に損害を与えたときは、受入学生は市に対しその損害を賠償しなければならない。
- （４）受入学生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

9 服務等

- (1) 受入学生は、市職員の指示に従い受入期間中はインターンシップ（キャリア教育）に専念しなければならない。
- (2) 受入学生は、インターンシップ（キャリア教育）上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、受入期間終了後も同様とする。
- (3) 受入学生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- (4) 受入学生は、服務等の規定を遵守することを誓約するため、市に対して別記様式により誓約書をインターンシップ（キャリア教育）の前までに提出しなければならない。

10 インターンシップ（キャリア教育）の中止

市は、受入学生が誓約書の内容に違反した場合は、受入学生のインターンシップ（キャリア教育）を中止することができる。

11 その他

この実施要領に定めるもののほか、インターンシップ（キャリア教育）の実施に関して必要な事項は別に定める。